ロ　暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

14　新株予約権付社債等の取得の限度

農林漁業法人等の別及び種類ごとに社債に付された新株予約権を全て行使して株式を取得する場合における当該株式に係る取得の限度（その株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

15　新株予約権付社債等の償還期限に関する基準

新株予約権付社債等の償還期限の基準期間を記載すること。

16　新株予約権付社債に付された新株予約権の内容に関する基準

新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により株式を取得するための払込額（新株の発行価額）の評価方法及び新株予約権の行使により取得する農林漁業法人等の株式の種類等を記載すること。

17　新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の時期

新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する時期及びその行使に当たっての考え方を記載すること。

18　投資先の農林漁業法人等の配当の基準

投資先の農林漁業法人等に対して配当を要求する際の基準について、例えば、配当の支払金額及び支払時期について投資先の内部留保の状況に十分配慮し、農林漁業法人等の自己資本の充実を図る観点から具体的に記載すること。

19　経営又は技術の指導を行う事業の手数料

持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有する農林漁業法人等に対して経営又は技術の指導を行う事業に要する経費を当該農林漁業法人等から徴収する場合における手数料の額について記載すること。

20　農林漁業法人等投資育成事業以外の業務

農林漁業法人等投資育成事業以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が農林漁業法人等投資育成事業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するため講ずる措置について記載すること。

21　その他参考となるべき事項

（１）農林漁業法人等投資育成事業を営む上で法令等による登録等が必要な場合における当該登録等の状況（例えば金融商品取引法第29条の金融商品取引業の登録、金融商品取引法第63条第２項の適格機関投資家等特例業務の届出）、当該登録等の内容及び当該登録等を行った者等を記載すること。

（２）その他農林漁業法人等投資育成事業を営む上で参考となる事項を記載すること。

別記様式第２号（第５条関係）

農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の変更に係る承認申請書

年　　月　　日

農林水産大臣名　殿

申請者
住　　所
商号、名称及び
代表者の氏名

年　　月　　日付けで承認を受けた農林漁業法人等投資育成事業に関する計画について下記のとおり変更したいので、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第４条第１項の規定に基づき承認を申請します。

記

１　変更事項の内容
２　変更の理由
３　添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。